

「RPA 導入補助事業評価会」開催要綱

1 目的

「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」のうち「RPA 導入補助事業」について、専門的かつ中立的な見地から意見を聴取するため、外部有識者により構成される「RPA 導入補助事業評価会」（以下「評価会」という。）を開催する。

2 評価会の事務

評価会は、以下の事項について、総務省に対して意見を述べることを事務とする。総務省は評価会の意見を参考にするものとする。

- (1) 「RPA 導入補助事業」における事業実施主体の選定
- (2) その他「RPA 導入補助事業」の実施に関して必要な事項

3 評価会の構成等

- (1) 評価会は、外部有識者から選定された構成員により構成する。
- (2) 構成員は別添 1 のとおりとする。

4 構成員に対する遵守規定

- (1) 構成員は、別添 2 に掲げる利害関係にある提案者（以下「利害関係者」という。）の提案の評価を行うことはできない。ただし、構成員が利害関係者の提案を評価することについて、総務省がその公平性を認める場合には、この限りでない。
- (2) 構成員は、検討会以外の場において、他の構成員や提案者に対し、情報又は示唆を与えるような直接的な働きかけ又は間接的な働きかけを一切してはならない。
- (3) 構成員は、(1) 又は (2) の規定に抵触する行為を行うおそれがあるときは、速やかに庶務担当に報告しなければならない。
- (4) 構成員は、構成員として知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員を辞した後も同様とする。
- (5) 構成員は、評価の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。構成員を辞任した後も同様とする。
- (6) (1) から (5) までの規定に違反が認められた場合、総務省は構成員の任命を取り消すことができる。
- (7) (6) の規定によるほか、その内容が著しく悪質と認められる場合は、

総務省はその経緯等に関する情報を公開することができる。

5 評価会等の公開について

評価会の議事及び配付資料その他の関連資料は原則として非公開とする。

6 その他

(1) 評価会の庶務については、情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室が行う。

(2) 評価会は、メール審議により開催に代えることができるものとする。

(3) その他必要な事項は、評価会において定める。

「RPA 導入補助事業評価会」構成員

(敬称略・五十音順)

大山 水帆 戸田市総務部次長兼情報政策統計課長

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部 教授
(一社) オープン・ナレッジ・ファウンデーション・ジャパン
代表理事
オープンデータ伝道師

原田 智 京都府CIO兼CISO 情報政策統括監

廣川 聡美 HIRO 研究所 代表
地方公共団体情報システム機構 地方支援アドバイザー
関東学院大学 非常勤講師

以上4名

構成員と利害関係にある提案者とは次の者をいう。

- 1 構成員が参画する事業を提案する者
- 2 構成員が所属する組織が参画する事業を提案する者
- 3 構成員が実施する、又は関与する営利事業と市場において直接競合することが自明である者
- 4 構成員が所属する、又は密接に関係する営利を目的とする組織と市場において直接競合することが自明である者
- 5 構成員と実施責任者又は代表責任者が以下の関係にある者
 - (1) 債権債務関係
 - (2) 親族関係
- 6 1から5までに掲げる者のほか、構成員が自ら密接な利害関係にあると判断する者